

アンソロピック著作権訴訟和解の分析と日本への影響

エグゼクティブサマリー

本件は、米AI企業Anthropicが、海賊版の書籍データを大量取得して自社の「Claude」関連モデル開発に用いたとされる集団著作権訴訟で、最終的に**15億ドル**の非返還型和解基金を支払う内容が米連邦地裁で最終承認された事案です。報道上是約**2400億円**と説明されており、米国の著作権訴訟としては公表ベースで最大級とされています。裁判所は、**AI学習そのもの**については2025年6月の中間判断でフェアユースを認める一方、**海賊版書籍を中央ライブラリとして恒久保管した行為**についてはフェアユースを否定し、和解は主としてこの後者の損害・差止めリスクを処理したものです。したがって、この和解は「AI学習はすべて適法」と宣言したものではなく、むしろ**違法入手・違法保管・将来ライセンス市場への影響**が大きな争点であることを可視化した、と理解するのが正確です。 ¹

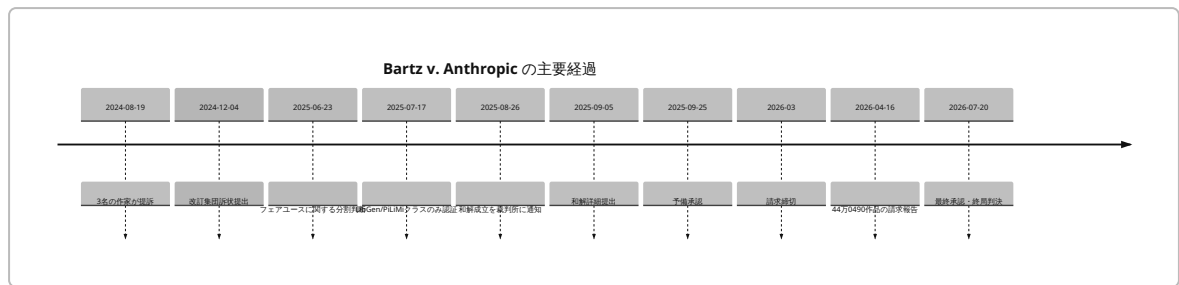
和解の実務的要点は、**和解金の大きさ**だけではありません。和解契約は、(a) 基金総額15億ドルに加え、対象作品数が50万作を超えた場合は**1作あたり3000ドルを追加すること**、(b) **将来行為は免責しないこと**、(c) **AI出力に基づく請求は放棄対象外**とすること、(d) LibGen/PiLiMi由来の原本ファイル等の**破棄義務**を含むこと、(e) Anthropicがこれら海賊版データセットは商用リリース済みLLMの学習コーパスに入っていないと表明していること、を明記しています。これは、単なる「お金で終わらせる」和解ではなく、**データ来歴管理と将来利用の境界線**を文書化した和解です。 ²

日本への含意は二層あります。第一に、日本の著作権法30条の4は、米国フェアユースよりも**AI学習・情報解析段階の複製に明示的な法的入口**を与えており、その意味では日本は制度上やや広く見えます。第二に、文化庁は同時に、**AI学習用データベースが市場で有償提供されている場合や、既存著作物の創作的表現を出力させることを目的とする追加学習・RAG**などでは、30条の4の適用が外れ得ると整理しています。したがって、日本でも「学習だから何でも自由」という理解は誤りで、今後は**ライセンス市場の形成、robots.txtやアクセス制御、規約整備、データ来歴監査**が実務上の主戦場になる可能性が高いと考えられます。これは推測を含みますが、現行の文化庁ガイダンスと本件和解の構造を合わせると、かなり強い方向性です。 ³

なお、本報告は将来影響の分析と推測を含み、**法的助言ではありません**。また、指定された日経記事URLは本文全体の直接取得ができた範囲に限られたため、事実認定は主として**裁判所文書、当事者・代理人の公式声明、Reuters/AP、文化庁・米著作権局などの一次・準一次資料**に依拠しています。日経記事の主要事実と一致する中核事項は、これら他ソースでも確認できました。 ⁴

事実関係と時系列

本件は、2024年に作家Andrea Bartz、Charles Graeber、Kirk Wallace JohnsonらがAnthropicを提訴し、その後、Andrea Bartz, Inc. と MJ+KJ, Inc. を含む改訂訴状へ発展した訴訟です。改訂訴状は、Anthropicが**海賊版サイトから書籍をダウンロードし、複製し、モデル学習に投入したと主張し**、Claude事業を「多額の商業利益」を生む事業として描写しました。裁判所の後の認定では、Anthropic側共同創業者が**Books3から196,640件、LibGenから約500万件、PiLiMiから少なくとも約200万件**を取得した経緯が整理され、重複を考慮しても**最大約700万件規模**の海賊版取得が争点化しました。 ⁵



上のタイムラインのうち、法的に最も重要なのは2025年6月と7月です。2025年6月23日の判断で、ウィリアム・アルサップ判事は、**特定LLMの学習に使われたコピー**についてフェアユースを認め、他方で**海賊版ソースから中央ライブラリを構築するためのコピー**はフェアユースで正当化されないと述べました。翌7月17日には、クラス認証を**LibGen/PiLiMiの海賊版書籍クラス**に限定し、**Books3クラス**と**スキャン本クラス**は認証しませんでした。Books3が外れた主因は、メタデータ不足で作品・著者・権利者の突合が困難だったためです。 6

和解条件の骨格は、2025年9月提出の和解契約に明記されています。**15億ドルの非返還型基金**、50万作超過分への**1作3000ドル追加**、**4回分割払い**、将来行為やAI出力請求を放棄対象から外す限定的リリース、**LibGen/PiLiMi由来ファイルの破棄義務**、権利者間係争のための**特別マスター**、請求・分配のための**検索可能なWorks List**が主要条項です。さらに2026年4月16日時点で、**482,460作品中440,490作品**について請求が提出され、**91.3%**という高い請求率が裁判所に報告されました。最終承認命令は、和解が公正であり、かつ訴訟リスクを考えると合理的と判断しています。 7

次表は、裁判所文書と原告代理人の公式発表に基づく**和解条件の整理**です。 8

項目	内容
基金総額	15億ドルの非返還型基金。利息も基金に積み上がる
追加支払	50万作を超えるWorks List追加分は1作あたり3000ドル追加
支払スケジュール	予備承認後5営業日以内に3億ドル、最終承認後5営業日以内に追加3億ドル、予備承認から12か月後に4.5億ドル、24か月後に4.5億ドル
分配原則	手数料・費用・代表者報奨控除後、 有効請求のあった作品 に等分配
権利者間の分け方	原則として著者と出版社で50:50、共著者間は均等。例外は契約で調整可能
非金銭条項	LibGen/PiLiMi由来の原本ファイルとその派生コピーの破棄
放棄範囲	過去行為に限定。 2025年8月25日以後の行為、AI出力に基づく請求は放棄外
Anthropicの表明	LibGen/PiLiMiデータセットは商用リリース済みLLMの学習コーパスに入っていない
最終承認時の費用命令	弁護士費用1億0156万1111ドル、既発生費用263万5197.46ドル、将来費用留保1822万ドル、代表者報奨は各1.5万ドル

金額の内訳で注意すべき点は、最終承認命令が**基金そのもの**を減額したのではなく、そこから出る**弁護士費用・費用償還・費用留保・代表者報奨**を別途確定したことです。裁判所は、クラスの利益に比して弁護士費用が過大になることを警戒し、最終的に**約6.8%**に当たる1.0156億ドルを認容し、さらにその**10%を事後会計提出まで留保**しました。代表者報奨も申立てどおりの5万ドルではなく、**各1.5万ドル**へ減額されています。

なお、**有効請求のあった作品だけ**で純額を割る方式のため、2026年4月時点の請求数44万0490作品を前提に、最終承認命令の費用項目だけを控除して単純試算すると、**1作品あたりの純受取見込額は約3,127ドル**となり、建値の3000ドルをやや上回ります。もっとも、これは**利息、作品帰属紛争、未確定の事後費用、実際の支払時点を無視した概算**に過ぎません。 10

法的論点と和解が示す含意

原告側の法的構成はシンプルで強いものでした。改訂訴状は、Anthropicが**許諾なく海賊版の書籍をダウンロード・複製し、モデル学習に利用したこと**、そしてその行為が著作権法上の複製権侵害に当たることを中核に据えています。あわせて、ClaudeのようなLLMが作者の市場を侵食すること、Anthropicがライセンス料を支払わずに高品質長文テキストを“採掘”したことを、損害と不当性の事情として強調しました。 11

これに対するAnthropic側の最大の抗弁は、**学習用コピーの変容性**でした。2025年6月のフェアユース判断で裁判所は、少なくとも当時の記録上、**特定LLM学習に使われたコピーは著作作品の需要を代替しない**とし、学習結果が当該著作物の「正確なコピー」や「侵害的ノックオフ」を公衆に提供するものではないという前提で、第四要素でもフェアユース寄りに評価しました。他方、**中央ライブラリ構築のための海賊版コピー**は別用途だと切り分けています。ここで裁判所は、「学習に使ったコピー」と「学習以外も想定した汎用ライブラリ保管コピー」を区別し、後者は著作権法上の保護市場を侵食しようと評価しました。 12

この切り分けは、和解の核心でもあります。裁判所は最終的に、**海賊版から構築された中央ライブラリはフェアユースで正当化されない、特定LLMの学習利用はフェアユース、購入した紙の本を自らの中央ライブラリ用デジタル代替物へ変換した行為は別の理由でフェアユース**、という三分構造を示しました。つまり、本件が示した法的含意は、「AI学習」一般の全面容認でも全面否定でもなく、**データ取得経路・保管態様・用途分離・市場代替性**を別々に見るべきだ、ということです。 13

さらに重要なのは、**和解が将来行為を免責していない**ことです。和解契約は、リリース対象を**過去のWorks List掲載作品に関する請求**へ限定し、**将来の複製・頒布・二次的著作物作成**、そして**AI出力に基づく請求**は放棄しないと明記しています。原告代理人の公式発表も、これはAnthropicに将来のライセンスを与える和解ではなく、2025年8月25日以前の過去行為のみを処理するものだとして説明しました。したがって本件和解は、AI企業に「和解金を払えば今後も同じやり方でよい」というシグナルを与えるものではありません。むしろ逆に、**過去データの違法取得は巨額コストになる**という警告に近いです。 14

原告側の公式見解も二層的です。Authors Guildは、和解承認を歓迎しつつも、**AI学習のフェアユース判断には同意しない**と明確に述べています。そのうえで、この和解はAI企業にライセンス取得を促すシグナルであり、他の訴訟でなおフェアユースを争い続けると表明しました。ここから読み取れるのは、作家側にとって本件は「法理論で完全勝訴した事件」ではなく、**海賊版取得ルートへの強い制裁を手にした事件**だということです。 15

米国の判例・政策・業界慣行への影響

この和解は大きいですが、**法理上の確定判例**ではありません。Authors Guild自身がFAQで、**この和解は他訴訟を法的に拘束しない**、各事件はそれぞれの事実と主張に従って進むと説明しています。また、本件でクラス認証されたのは**海賊版取得クラス**であり、**AI学習そのものについてのフェアユース判断は、厳密には記録上、3人の当初作者側との関係で行われたにとどまる**という整理も、今後の争訟上は重要です。つまり、本件は「強い説得力はあるが、汎用的な最終ルールではない」。この意味で、産業への実務影響は大きく、判例拘束力は限定的です。 16

他事件との並びで見ると、米国の流れは**一枚岩ではないものの**、輪郭は見えてきています。2025年2月の**Thomson Reuters v. Ross**では、競合的な法情報AIサービスを作るための学習利用についてフェアユースが否定されました。他方、2025年6月の**Kadrey v. Meta**では、現時点の記録に基づきMeta側がフェアユースで

勝ちました。Reutersの整理どおり、2025年の米国裁判所は、**生成AIの事前学習**には比較的寛容な判断を示す一方で、**競争代替性の高い用途や、違法入手・海賊版保有**には厳しい線を引き始めています。Anthropic和解はこの流れを、訴訟経済と業界慣行の面から固定化する作用を持つ可能性があります。 17

政策面でも、米著作権局の2025年レポートは、本件和解とかなり整合的です。同局は、**ライセンス市場が利用可能な場面では、無許諾利用は第四要素で不利になると述べる一方、現時点では政府による一律介入ではなく、市場ベースのライセンス形成を継続させるべきだと勧告**しています。同時に、**違法アクセスを伴い、既存市場で競合する表現的コンテンツを生み出すために巨大な著作物群を商業利用することは、既存のフェアユース境界を超えると明言**しました。Anthropic和解は、まさにこの「ライセンス市場形成」と「違法入手の高コスト化」を後押しする実例になっています。 18

業界慣行への影響としては、今後のAI開発企業は少なくとも三つの方向へ動く公算が大きいとみます。第一に、**海賊版・スクレイピング・匿名データ収集の来歴監査を強化**すること。第二に、**出版社・著作者・集団管理・データアグリゲータとのライセンス契約を増やす**こと。第三に、訴訟時に「学習コピー」と「保管ライブラリ」を切り分けるため、**学習用途限定・短期保管・削除証跡を実装**することです。これは将来予測ですが、Reuters報道、著作権局レポート、和解契約の条項は、いずれもこの方向を示しています。 19

日本への影響と推測

日本法との最大の違いは、米国のフェアユースが**包括的・多要素衡量型の抗弁**であるのに対し、日本の著作権法30条の4は、「**享受目的がない利用**」について、しかも**データ分析**を明示例示しながら、あらかじめ権利制限として書き込んでいる点です。条文上、30条の4は、著作物に表現された思想・感情を自ら享受し、または他人に享受させる目的がない場合に、必要な限度での利用を許容し、その例として**data analysis**を挙げています。ただし、**権利者の利益を不当に害する場合は適用除外**です。文化庁も、平成30年改正の趣旨を「市場に大きな影響を与えない利用の円滑化」と説明しています。 20

この条文構造だけを見ると、日本は米国より**AI学習に広い入口**を与えているように見えます。実際、米著作権局も各国比較の中で、日本をEU・シンガポールと並ぶ**TDM例外を持つ法域**として整理しています。したがって、Anthropic型の問題が日本で生じた場合、日本の争点は「学習一般がフェアユースか」ではなく、より直接に、**その利用が30条の4本文に入るか、ただし書で外れるか**、に移る可能性が高いと考えられます。これは本報告の推測ですが、法律構造からみて自然です。 21

ただし、日本法が常にAI開発企業に有利という意味ではありません。文化庁は2024年のガイダンスで、**AI学習用に有償提供されているデータベース著作物**を、無許諾でAI学習のために複製等する場合には、30条の4の適用対象外となり得ると整理しました。また、**既存著作物の創作的表現の全部または一部を出力させることを目的とする追加学習、そのような目的を持つRAG用データベース作成、特定クリエイターの少量作品だけで追加学習する場合なども、適法性に強い疑義があると例示**しています。文化庁はさらに、こうした場合には**差止め、データセットからの除去、損害賠償**などが問題となりうるとしています。 22

損害賠償構造の差も大きいです。米国には17 U.S.C. § 504(c)の**法定損害賠償**があり、1作品あたり通常750～3万ドル、故意なら最大15万ドルまで上がり得ます。他方、日本は米国型の「作品単位の高額法定損害」制度を採っておらず、著作権法114条で**逸失利益推定、侵害者利益推定、相当ライセンス料相当額**などを中心に構成し、差止めは112条、刑事罰は119条以下で対処します。したがって、同じ大量利用事件でも、日本では**米国ほどの“天井の高い作品数連動リスク”**は一般に出にくい一方、**差止めや証拠開示・営業秘密保護付き文書提出命令**の実務がより前面に出る可能性があります。 23

経済的な観点からみると、本件和解額の大きさは日本でも無視できません。日本の**2025年出版市場**は紙・電子合計で**1兆5462億円**、一方、経産省が推計する**日本発コンテンツのオンライン海賊版被害額**は2025年に**5.7兆円**、うち**出版分野だけで2.6兆円**です。単純比較でも、Anthropic和解の「約2400億円」は、日本の年間出版市場のかなり大きい割合であり、**海賊版や無許諾学習が構造的に処理されないと、産業に対する再分配・**

交渉コストは非常に大きくなりうることを示しています。これはとくに、翻訳出版、電子出版、学術出版、コミック配信、IP横展開の多い出版社にとって重い示唆です。 24

次表は、日本への主な影響を推測を含めて評価したものです。評価の根拠は、文化庁の法解釈、米裁判所文書、米著作権局レポート、ならびに日本の出版・海賊版統計です。 25

影響領域	影響度	理由
AI開発企業のデータ調達実務	高い	日本でも「学習用有償DBの無許諾複製」は違法リスクが明示され、来歴監査が不可欠になる
出版社のライセンス事業化	高い	文化庁はAI学習用DBの販売・ライセンス提供を、無許諾利用を法的に防ぐ一要素として示している
クリエイター個人の交渉力	中程度	個人単独では弱い、出版社・団体・プラットフォーム経由の集約交渉余地は広がる
訴訟損害額の爆発性	米国より低め	日本は法定損害賠償中心ではなく、114条の推定規定と差止めが主軸
海賊版データ利用の認容可能性	低い	文化庁ガイダンスは、少なくとも市場阻害や享受目的併存のケースを適法と見ていない
政策・立法ニーズ	中～高	現行法は柔軟だが、ライセンス市場・opt-out・来歴証明・国際執行の制度整備は未成熟
日本が“安全港”になる可能性	限定的	条文は広いが、文化庁の絞り込みと海外訴訟リスクが残るため、完全な逃避地にはなりにくい

私見では、日本に必要なのは、米国型の高額法定損害をそのまま移植することよりも、**データ来歴の説明責任、権利者の機械可読な意思表示、集団ライセンス市場、出版契約のAI条項、クロスボーダー執行協力**を先に整備することです。現行30条の4は柔軟で有用ですが、柔軟性が高いほど、企業実務では「どこまでやればただし書に落ちるのか」が最大の不確実性になります。本件和解は、その不確実性を放置するコストが高いことを示しました。 26

企業とクリエイターへの実務的助言

Anthropic事案から企業側が学ぶべき教訓は、**モデル学習の適法性だけを論じても足りない**ということです。勝負を分けたのは、何をどう学習したかだけでなく、**どこから・何の権限で・どの状態で保管していたか**でした。したがって、企業のコンプライアンスは「学習フェーズ」だけではなく、「収集」「前処理」「保管」「再学習」「RAG」「配信」「削除」の各工程に分解して設計しなければなりません。これは米国でも日本でも同じです。 27

クリエイター側にとっては、単に「学習禁止」と発信するだけでは不十分です。文化庁の整理では、**学習用データセットの販売・ライセンス化、robots.txtや認証による収集抑止、契約でのAI利用条項明記**が、権利行使を強める実務策になります。米国でも著作権局は、ライセンス市場が存在・形成される場面では無許諾利用が不利になると見ています。したがって、日本の出版社・著作権者団体には、**“禁止だけでなく、どう売るか・どう意思表示するか”**という設計が求められます。 28

次表は、企業・クリエイター双方に向けた**推奨アクションと優先度**です。内容は、和解契約、文化庁ガイダンス、米著作権局レポート、裁判所のフェアユース判断に基づいています。 29

主体	推奨アクション	優先度	趣旨
AI開発企業	データ来歴台帳の整備	最優先	各データの取得源、取得日、権限、利用目的、削除可否を監査可能にする
AI開発企業	海賊版・不明ソースの全面排除	最優先	本件で最も高くついたりリスク。学習適法でも入手違法は残る
AI開発企業	学習用コピーと保管ライブラリの分離	最優先	用途限定・保存期間限定・削除証跡で“中央ライブラリ”認定を避ける
AI開発企業	利用規約・ベンダー契約のAI保証条項	高い	データ提供者に権限保証・補償・削除協力義務を入れる
AI開発企業	RAG・追加学習の目的審査	高い	既存表現の再現・近似出力を目的とする設定は日本でも危険
出版社	AI学習ライセンス商品化	最優先	「市場がある」こと自体が無許諾利用を法的に不利化しうる
出版社	契約のAI条項見直し	最優先	学習、埋め込み、要約、翻訳、追加学習、出力帰属、収益配分を明記
出版社	robots.txt・アクセス制御・ログ保全	高い	意思表示と証拠化の双方に効く
著作者	出版契約・エージェンツ契約の権利帰属整理	高い	本件でも分配は著者・出版社間の権利関係整理が前提だった
著作者団体	集団交渉・標準条項・標準料金表の整備	高い	個別交渉コストを下げ、市場形成を早める
双方	侵害時の差止め・削除請求の手順書整備	中程度	事後対応の速度が実害を左右する

とくに日本企業への実務助言としては、「**日本法では学習が広く許されるはず**」と社内で短絡しないことを強く勧めます。条文上の広さと、実際の紛争リスクは一致しません。日本法上適法と考えても、海外販売、海外著作物、海外拠点、海外投資家説明、海外提携先の規約違反が絡めば、別法域の紛争が残るからです。これは一般論であり個別事件ごとに違いますが、本件のように**データ調達の違法性**が独立にクローズアップされる場合、その差は決定的です。 ³⁰

不確実性と前提

本件で最も大きい不確実性は、**AI学習のフェアユース法理が上級審で確定していない**ことです。Anthropic側は、2025年の裁判所判断により「書籍でのAI学習はフェアユースだという法状態は現在も維持されている」と説明していますが、Authors Guildはこれに強く反対しています。しかも、Authors Guild自身が述べるように、この和解は他事件を法的に拘束しません。したがって、「米国ではもう学習は適法に固まった」と言うのは過剰です。現時点では、**違法入手には厳格、学習自体には条件つきで容認的、ただし市場代替性や記録立証次第で将来は揺れうる**、というのがもっとも厳密な表現です。 ³¹

日本側でも、**直接の裁判例蓄積はまだ乏しい**という前提を外せません。文化庁は考え方とガイダンスを公表していますが、それは行政解釈・実務整理であって、裁判所の終局判断ではありません。とくに、**大規模基盤モデルの事前学習、スタイル模倣型の追加学習、RAGと軽微利用の境界、海賊版データから作られたモデル**

の扱い、モデル自体の廃棄請求の可否は、事案ごとの事実認定に大きく依存します。文化庁も、学習済みモデルは通常は学習データの複製物とはいえないが、一定の場合には別評価の余地があるとしています。³²

また、指定された日経記事URLについては、本調査では本文全体の直接取得範囲が限られました。このため、金額・承認日・フェアユース判断・海賊版保管違法という**主要骨格は他の一次・準一次資料で相互確認**しましたが、日経独自の表現・論評・編集上の含意までは完全には再現していません。この点は**不明**と明示します。さらに、被告Anthropicの**独立した自社サイト上の詳細声明**も本調査では確認できず、被告の公式見解は主として**和解契約そのもの**と、Reutersが報じた**副法務責任者のコメント**に依拠しました。これも「独立したプレスリリースは不明」です。³³

主要一次資料

訴状・当事者関係

First Amended Class Action Complaint。提訴の主張、原告構成、Anthropicの事業モデルに関する記述。³⁴

フェアユース判断

2025年6月23日付 Order on Fair Use。学習利用はフェアユース、海賊版中央ライブラリは非フェアユース、購入紙本の自家デジタル化は別理由でフェアユースという本件の核心判断。³⁵

クラス認証

2025年7月17日付 Order on Class Certification。LibGen/PiLiMiクラスのみ認証、Books3クラス不認証、クラス定義、通知設計、1作品1回復の原則。³⁶

和解契約

Class Action Settlement Agreement。基金総額、追加支払、将来行為非免責、AI出力請求非放棄、データ破棄義務、商用モデル学習コーパスに関するAnthropic表明。³⁷

分配計画

Plan of Allocation and Distribution。作品単位均等配分、著者・出版社50:50のデフォルト、請求手続、スケジュール。³⁸

請求率報告

Updated Claims Report。482,460作品中440,490作品が請求、91.3%。³⁹

最終承認命令

2026年7月20日付 Order Granting Final Approval of Class Action Settlement。最終承認、弁護士費用1.0156億ドル、費用償還、費用留保、代表者報奨減額、終局判決。⁴⁰

原告側公式声明

Authors Guild statement と Lieff Cabraser announcement。和解歓迎、フェアユース判断への不同意、ライセンス市場への期待、将来請求・出力請求非放棄の解説。⁴¹

米著作権法・政策資料

17 U.S.C. § 106, 107, 504、U.S. Copyright Office “Copyright and Artificial Intelligence, Part 3: Generative AI Training”。米国の複製権、フェアユース、法定損害賠償、AI学習に関する政策整理。⁴²

1 9 40 https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/36cce252-a32c-4cbb-a624-31dd8ac9574c/2026-07-20%20Order%20Granting%20Final%20_dckt%20680_0_.pdf
https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/36cce252-a32c-4cbb-a624-31dd8ac9574c/2026-07-20%20Order%20Granting%20Final%20_dckt%20680_0_.pdf

2 7 8 14 29 37 <https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/d8578720-9fd0-4c27-9c7f-041bac826869/Class%20Action%20Settlement%20Agreement.pdf>
<https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/d8578720-9fd0-4c27-9c7f-041bac826869/Class%20Action%20Settlement%20Agreement.pdf>

3 20 21 25 26 30 43 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4207/en>
<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4207/en>

4 19 31 33 <https://www.reuters.com/world/us-judge-approves-anthropics-15-billion-settlement-copyright-lawsuit-2026-07-20/>
<https://www.reuters.com/world/us-judge-approves-anthropics-15-billion-settlement-copyright-lawsuit-2026-07-20/>

5 <https://www.courtlistener.com/docket/69058235/bartz-v-anthropic-pbc/>
<https://www.courtlistener.com/docket/69058235/bartz-v-anthropic-pbc/>

6 12 13 27 35 <https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/4cf4aba9-070f-48cd-b713-f52c20fe3975/Dkt.%20231%20-%20Order%20on%20Fair%20Use.pdf>
<https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/4cf4aba9-070f-48cd-b713-f52c20fe3975/Dkt.%20231%20-%20Order%20on%20Fair%20Use.pdf>

10 39 https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/c79affe-6126-4271-95ad-1bd52077b3d9/ANT643_Status_Report.pdf
https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/c79affe-6126-4271-95ad-1bd52077b3d9/ANT643_Status_Report.pdf

11 34 <https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/a3848c08-456f-4058-851a-b8fbbea011c8/First%20Amended%20Class%20Action%20Complaint.pdf>
<https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/a3848c08-456f-4058-851a-b8fbbea011c8/First%20Amended%20Class%20Action%20Complaint.pdf>

15 41 <https://authorsguild.org/news/authors-guild-statement-on-approval-of-anthropic-settlement/>
<https://authorsguild.org/news/authors-guild-statement-on-approval-of-anthropic-settlement/>

16 <https://authorsguild.org/advocacy/artificial-intelligence/what-authors-need-to-know-about-the-anthropic-settlement/>
<https://authorsguild.org/advocacy/artificial-intelligence/what-authors-need-to-know-about-the-anthropic-settlement/>

17 <https://www.reuters.com/legal/thomson-reuters-wins-ai-copyright-fair-use-ruling-against-one-time-competitor-2025-02-11/>
<https://www.reuters.com/legal/thomson-reuters-wins-ai-copyright-fair-use-ruling-against-one-time-competitor-2025-02-11/>

18 <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-3-Generative-AI-Training-Report-Pre-Publication-Version.pdf>
<https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-3-Generative-AI-Training-Report-Pre-Publication-Version.pdf>

22 28 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r06_02/pdf/94089701_05.pdf

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r06_02/pdf/94089701_05.pdf

23 <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/17/504>

<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/17/504>

24 <https://current.ndl.go.jp/car/270088>

<https://current.ndl.go.jp/car/270088>

32 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

36 <https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/748a2f9e-3e07-404b-b133-d6d3a44f3557/Order%20on%20Class%20Certification.pdf>

<https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/748a2f9e-3e07-404b-b133-d6d3a44f3557/Order%20on%20Class%20Certification.pdf>

38 <https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/bfaa5494-d231-49bd-ad06-950fb6266dd5/Plan%20of%20Allocation%20and%20Distribution.pdf>

<https://assets-us-01.kc-usercontent.com/1eeb16db-4934-006e-40a6-38fa91285ebb/bfaa5494-d231-49bd-ad06-950fb6266dd5/Plan%20of%20Allocation%20and%20Distribution.pdf>

42 <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/17/106>

<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/17/106>